

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例（平成20年12月25日京都市条例第27号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

諸般の状況により、高等学校及び幼稚園の校長、園長、教頭等その他管理又は監督の地位にある教職員の平成21年1月1日から同年3月31日までの間における給料の額について、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じることとしました。

この条例は、平成21年1月1日から施行することとしました。

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例を公布する。

平成20年12月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第27号

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる教職員（京都市教職員の給与等に関する条例（以下「教職員給与条例」という。）第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）に支給する給料の額について、教職員給与条例の特例を定めるものとする。

- (1) 教職員給与条例第4条第1項第1号又は第2号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が3級又は4級であるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理又は監督の地位にある教職員

(給料の額の特例)

第2条 平成21年1月1日から同年3月31日までの間における前条各号に掲げる教職員の給料の額は、教職員給与条例の規定にかかわらず、教職員給与条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)